

茨木市生産緑地地区連絡会設置要綱

(設置)

第1 本市における生産緑地の買取り及び管理に関する事務の連絡調整を図るため、茨木市生産緑地地区連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 連絡会は、次の各号に掲げる事項について連絡調整を行う。

- (1) 生産緑地の買取り申出への対応に関すること。
- (2) 買い取った生産緑地の管理及び利用に関すること。
- (3) 生産緑地の公共的利用に関すること。
- (4) その他生産緑地に関すること。

(組織)

第3 連絡会は、会長、副会長及び別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4 連絡会に会長及び副会長をおく。

- 2 会長は、都市活力部担当副市長にあるものを、副会長は、他の副市長の職にあるものをもって充てる。
- 3 会長は、連絡会を総理し、連絡会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 連絡会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(意見の聴取等)

第6 会長は、特に必要があると認めるときは、連絡会委員以外のものの会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7 連絡会の庶務は、都市活力部において処理する。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から実施する。

別表

総務部長 企画財政部長 共創文化部長 福祉部長 健康医療部長 こども育成 部長 暮らし産業環境部長 都市活力部長 建設部長 教育委員会教育総務部長 水道部長 消防長 農業委員会事務局長
--